

公告 第31-1号
令和元年8月5日

被保険者各位

ベンチャーバンク健康保険組合
理事長 鷺見 貴彦



健康保険組合同規約の一部変更に関する公告

規約変更認可申請書を関東信越厚生局長に提出し、令和元年8月2日付で認可が下り、記組合同規約の一部が変更になりましたことをお知らせいたします。

記

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条中条文中の「株式会社プラント 東京都港区」の次に

「株式会社ベンチャーバンク ホールディングス 東京都港区」

「株式会社ベンチャーバンク エンターテインメント 東京都港区」を加える。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。